平成２２年（フ）第４０号
岡山県笠岡市神島2727番地14
債務者　長安　　平
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
岡山県都窪郡早島町早島4116番地６、住民票上の住所岡山県都窪郡早島町早島4188番地17
債務者　上田　耕士
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
岡山県倉敷市川西町15番地３　スターライトプラザ505、住民票上の住所岡山県倉敷市笹沖1171番地３
債務者　谷山秀陽こと　崔　　秀陽
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
青森県十和田市元町西５丁目８番13号
債務者　丸井　宏一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１７９２号
埼玉県戸田市喜沢南２丁目９番27号、住民票上の住所埼玉県川口市西川口６丁目３番16号エスポワール壱番館106号
債務者　芳賀　芳美（旧姓越後）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
さいたま市緑区東浦和４丁目32番地18　ビレッヂみどり203
債務者　秋重千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
埼玉県蓮田市閏戸4122―70、申立時の住所埼玉県上尾市大字原市968番地２
債務者　坂井　　静
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
さいたま市見沼区島町184番地１　タウニー細井101
債務者　飯村　真吾
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
埼玉県志木市中宗岡１丁目10番10―206号
債務者　栗田　宗光
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６号
埼玉県戸田市下戸田２丁目31番20―906号
債務者　小林　芳枝
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９１号
埼玉県志木市上宗岡２丁目17番29号　サンリッチ202号
債務者　新田　正人
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
埼玉県入間市高倉４丁目３番　17―302号
債務者　澁谷夕香里
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１５４０号
さいたま市西区宝来1348　指扇療養病院、住民票上の住所さいたま市西区大字中釘2219番地４　三恵苑
債務者　星野　　富
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９３号
さいたま市西区大字佐知川1123番地１　植水住宅１―201
債務者　臼井　美香
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５５号
さいたま市南区文蔵４丁目６番８号　ブルックハイム205号室
債務者　中山　美和
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
さいたま市緑区東浦和３丁目２番地１　エスポワール201号
債務者　伊藤勇之助
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
さいたま市緑区東浦和３丁目２番地１　エスポワール201号
債務者　伊藤　悦子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係